

書式 15-1：リース契約書

契約番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

リース契約書

(件名)

1	物件	別紙のとおり
2	銘柄又は製造会社	別紙のとおり
3	規格・寸法	別紙のとおり
4	数量	別紙のとおり
5	リース料	金 円 (月額)
6	設置場所	別紙のとおり
7	契約期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
8	リース期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
9	物件の納入期限	令和 年 月 日

標記物件（以下「物件」という。）の賃貸借及び保守について、東日本高速道路株式会社を発注者とし、「」を受注者として、次の条項により契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所
氏 名 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の物件の賃貸借及び保守に関し、このリース契約書（以下「契約書」という。）並びに別冊の仕様書等（仕様書、入札（見積）者に対する指示書及びこれらを補足する書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物件のリース契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載のリース期間中、契約書記載の物件について、発注者への賃貸及び保守を行うものとし、発注者は、その対価として標記リース料（以下「リース料」という。）を支払うものとする。
- 3 物件の賃貸借及び保守を行うために必要な一切の手段については、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟は、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(履行の委任及び債権の譲渡)

- 第2条 受注者は、本契約に規定する場合を除き、第三者にこの契約に基づく債務の全部又は一部の履行を委任し、又はこの契約により生ずる債権を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密保全)

- 第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 前項の規定については、本契約の終了又は解除後も継続するものとする。

第4条 削除

(監督員等)

第5条 発注者は、次に掲げる権限を有する監督員を置くことができる。

- 一 受注者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者からの確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者との協議
 - 四 仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - 五 前各号のほか、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて委任したもの
- 2 発注者は、監督員を置いたときには、受注者に対し、その職名及び氏名を通知しなければならない。監督員を変更し、又はその任を解いたときも同様とする。
 - 3 発注者は、第1項第5号の規定に基づき監督員に権限を委任したときには、受注者に対し、当該委任した権限の内容を通知しなければならない。
 - 4 監督員は、自己の権限の範囲内で事務を補助する補助監督員を定めたときには、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。補助監督員を変更し、又はその任を解いたときも同様とする。
 - 5 発注者は、2名以上の監督員を置き第1項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 6 発注者及び受注者は、契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等（以下この条において「請求等」という。）は、契約書及び仕様書等に特別の定めが置かれているものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、受注者が行った請求等は、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(物件の引渡し等)

第6条 受注者は、物件を使用できる状態に調整を完了し、頭書記載の物件の納入期限までに納入するものとする。

- 2 発注者は、受注者から物件の納入を受けた場合、その日の翌日から起算して14日以内に検査を行い、当該検査に合格した場合、受注者は、速やかに発注者に当該物件を引渡さなければならない。なお、発注者は、当該物件が納入された時から引渡し的那一刻まで、善良な管理者の注意をもって、当該物件を保管するものとする。
- 3 第1項及び前項に規定する納入及び検査に要する一切の費用は、特に定める場合を除き、すべて受注者の負担とする。
- 4 第2項に規定する引渡しにおいて、発注者は、受注者に物件引渡完了通知書（様式

- 1) を交付するものとする。
- 5 第2項に規定する検査において、物件の規格、仕様、品質、性能、機能、数量等に不適合、不完全、その他の契約不適合が発見された場合は、受注者は、受注者の費用負担において、発注者の指定する期日までに代替の措置、契約不適合箇所の補修等を行い、発注者の再検査を受けなければならない。なお、このためにリース料を増額することはできない。
- 6 物件の引渡し前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する理由による場合は、発注者の負担とする。

(物件の管理等)

- 第7条 発注者は、物件の引渡し後、これを受注者に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従い使用し、また、管理しなければならない。
- 2 受注者は保守にあたり、常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見したときは直ちに発注者に助言するものとする。
- 3 受注者は、受注者が物件の所有権を有する旨の標識（以下「所有権標識」という。）を物件に貼付することができるものとし、また、発注者は、受注者から要求があった場合、物件に受注者の所有権標識を貼付するものとする。

(物件の維持)

- 第8条 受注者は、物件が常時正常に作動するよう障害発生時には保守を行うものとする。
- 2 前項の保守に要する費用はリース料に含むものとする。ただし、発注者の故意又は重大な過失により部品等の交換が必要となった場合、その実費は発注者が負担するものとする。
- 3 受注者は、受注者の指定する第三者に保守を委託することができる。
- 4 受注者は、前項の委託先を発注者に別途通知するものとする。

(物件の現状変更)

- 第9条 発注者は、次の各号に規定する事項について、あらかじめ書面により受注者の承諾を得なければならない。
- 一 物件に他の動産を付着させる場合、あるいは物件を他の不動産又は動産に付着させる場合
- 二 物件の性能、機能、品質等を変更する場合、あるいは物件の改造、加工、模様替え等により、その現状を変更する場合
- 三 物件を頭書記載の設置場所から移動する場合

- 2 前項各号に要する費用は発注者の負担とする。
- 3 第1項第1号に規定する物件に付着した動産の所有権は、受注者が書面により発注者の所有権を認めた場合を除き、全て受注者に帰属するものとする。
- 4 第1項第2号に規定する変更の効果については、受注者の要求があった場合、受注者に帰属させるものとする。

(物件の譲渡等の禁止)

- 第10条 発注者は、物件を第三者に譲渡し、又は転貸し、もしくは担保に差し入れるなど、受注者の所有権を侵害する行為を行ってはならない。
- 2 発注者は、物件について他から強制執行その他法律的、事実に侵害がないよう保全するとともに、そのような事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合、すみやかにその事態の解消に努めるものとする。
 - 3 前2項の場合において受注者が必要な措置を講じた場合、発注者は受注者の支払った一切の費用を負担するものとする。

(物件の点検)

- 第11条 受注者又は受注者から保守を委託された者は、あらかじめ発注者の承諾を得た上で物件の設置場所に立ち入り、物件の現状、稼動及び保管状況を点検又は調査することができる。

(損害保険)

- 第12条 受注者は、頭書のリース期間中、受注者を保険金の受取人とする動産総合保険を物件に付保するものとする。

(保険金の受取り)

- 第13条 物件に保険事故が発生した場合、保険金は受注者が受け取るものとする。
- 2 保険事故が発生した場合、発注者は、直ちにその旨を受注者に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく受注者に交付するものとする。
 - 3 発注者は、物件の事故発生により発注者が負担すべき費用について、発注者に故意又は重大な過失がある場合を除き、第1項の規定により受注者が受け取った受取保険金を限度として、その負担義務を免除されるものとする。

(第三者に対する損害)

- 第14条 発注者が物件の設置、保管又は使用、その他取扱いに起因して第三者に損害を与えた場合、発注者は、これに関する一切の損害賠償責任を負うものとする。発注者又は発注者の社員が損害を受けた場合も同様とする。

(反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置)

- 第15条 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）その他すべての反社会的勢力（以下単に「反社会的勢力」という。）による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに、発注者が別に通知した警察に対して通報を行うこととし、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- 2 受注者は、前項により警察に通報を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告を行うこととし、発注者がその他必要な情報提供等を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 発注者は、前項に定める報告を受注者から受けた場合及び関係機関から情報を得た場合その他必要と認める場合は、この契約の履行に必要な範囲において、関係機関と受注者への不当介入に係る情報交換等を行うことがあり、受注者は、これを認めるものとする。
- 4 受注者は、不当介入を受けたことにより引渡日に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議するものとする。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

- 第16条 発注者及び受注者は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証する。
- 一 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、現に反社会的勢力でない。また、過去に反社会的勢力でなかった。
- 二 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力を利用しない。
- 三 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与する行為はしない。
- 四 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対し、社会的に非難されるべき関係を有しない。
- 五 発注者又は受注者は、自らもしくは第三者を利用して、この契約の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しない。
- 2 発注者又は受注者は、前項各号に定める事項にかかる事実確認を目的として相手方が行う必要な調査に協力する。
- 3 発注者又は受注者は、この契約にかかる社員その他の使用人（受注者に下請負人がいる場合は、当該下請負人及びその役員、社員その他の使用人を含む）に対しても前2項の規定を遵守させる。
- 4 発注者又は受注者は、この契約の相手方が前3項に定める誓約に違背したとき、又

は違背の事実を知ったときは、第 19 条又は第 22 条に基づき、この契約を解除する。

(発注者の任意解除権)

第 17 条 発注者は、リース期間が満了するまでの間は、次条又は第 19 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、リースに係る業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 リース開始日又はリース開始日経過後相当期間内に物件を引渡す見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第 6 条第 5 項に定める措置が講じられないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 19 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 2 条の規定に違反してリース料債権を譲渡したとき。
- 二 リース開始日又はリース開始日経過後相当期間内に物件を引渡す見込みがないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にリース料債権を譲渡したとき。

- 七 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 受注者が当該業務の競争契約における競争参加資格を満たしていないことが判明したとき。
- 九 受注者が信義にもとる行為や発注者の社会的信用性を損なう行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。
- 十 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時購買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、発注者が信義にもとる行為や受注者の社会的信用性を損なう行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第24条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定に関わらず、契約が解除された場合において、受注者が既に賃貸及び保守を履行した部分で、発注者が履行確認を行った既履行部分に相応する賃貸借料で未払いの額（以下「既履行部分賃貸借料」という。）を受注者に支払わなければならない。

(物件の返還等)

第25条 第17条第1項、第21条又は第22条各号に規定する契約の解除があった場合、発注者は、発注者の負担において直ちに物件を受注者の指定する場所に返還しなければならない。

2 リース期間が満了した場合、又は契約の解除が第18条各号、第19条各号若しくは第26条第3項の規定による場合は、受注者は、受注者の負担においてすみやかに物件を引き取るものとする。

3 物件の返還にあたっては、発注者及び受注者両者立会うものとし、発注者は、物件の通常の損耗並びに第9条第3項及び第4項の規定により受注者に帰属するものを除き、発注者の負担で物件を現状に回復するものとする。

4 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他発注者及び受注者いずれの責めにもよらない理由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の損害については、すべて発注者が負担するものとする。この場合、受注者の付保する動産総合保険で補填される額は、控除されるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 リース期間において物件の賃貸及び保守に係る債務の履行を怠ったとき、又は第6条に規定する物件を納入する債務を遅滞したとき。

- 二 第 18 条又は第 19 条の規定により、この契約が解除されたとき。
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、頭書に規定するリース期間に対するリース料（以下「契約金額」という。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第 18 条又は第 19 条の規定により、リース期間満了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から第 24 条第 2 項の規定により支払い済みのリース料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 発注者は、前項の請求額と発注者が支払うべきリース料とを相殺することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第 26 条の 2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前条に定める損害賠償とは別に、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額とする。次項において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は

- 受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第 2 号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、受注者が、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項に規定する契約金額の 10 分の 1 に相当する額に加えて、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として、又は、受注者が、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれかに二以上に該当したときは、前項に規定する契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、受注者は、発注者の請求に基づき、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第 4 号に規定する刑にかかる確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 前項第 4 号に規定する刑にかかる確定判決において、発注者若しくは日本道路公団の役員又は使用人であった者が、発注者若しくは日本道路公団の役員又は使用人であったことの地位を利用して、受注者若しくは受注者の役員又は使用人として違反行為に関与していた事実が明らかになったとき。

四 受注者が発注者に刑法第96条の6第1項、第2項及び第198条並びに独占禁止法第3条の規定に抵触する行為は行わない旨の誓約書を提出しているとき。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号の損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。この場合、受注者の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害賠償額から控除するものとする。
- 3 第30条第2項の規定によるリース料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(通知義務)

第28条 発注者は、次の各号に該当する場合、直ちに受注者に通知するものとする。

- 一 物件に滅失、毀損等の事故があった場合
- 二 物件に受注者の権利を侵害する事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合

(リース料)

第29条 物件のリース料はリース開始日から起算し、その期間満了の日までについて、暦の月単位で計算するものとする。

- 2 リース期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合、当該月のリース料は次式により算出した額とし、金額に円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。
- $$\text{当該月のリース料} = (\text{月額リース料} / \text{当該月の暦日数}) \times \text{当該月のリース日数}$$

(リース料の請求及び支払い)

第30条 受注者は、当該月のリース料の支払いを、翌月、発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から30日以内（以下「約定期間」という。）にリース料を支払わなければならない。ただし、当該月の履行状況について、発注者が履行確認を行った結果、受注者の債務不履行が

確認された場合等はその事由を受注者へ通知し、請求書を返付した上で、当該月のリース料を支払わないことができる。

- 3 前項ただし書の場合における約定期間は、その返付があった後、受注者が改めて提出した是正後の請求書を発注者が受理した日の翌日から起算して30日以内とし、それ以降においても同様とする。

(違約金・賠償金等の控除)

第31条 受注者が、この契約に基づく違約金又は賠償金等を発注者の指定する期間内に納付しない場合、発注者は、リース料(税込)のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。

(代替品の提供)

第32条 受注者は、物件の故障が長時間にわたり、保守に日時を要して発注者の業務に支障を来たす場合、発注者の請求により受注者の負担において、直ちに同等の物件を使用できるように処置するものとする。

(異議の申立て)

- 第33条 受注者は、発注者の指示に著しく不相当と認められる行為があった場合、その事由を明示し、書面をもって発注者に対して異議の申立てをすることができる。
- 2 発注者は、前項の異議の申立てを受けた場合、それを受理した日の翌日から起算して30日以内にその異議に対する決定をし、書面をもって受注者に通知しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第34条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第35条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙

物件	銘柄又は製造会社	規格・寸法	数量	設置場所	備考

様式1

号

令和 年 月 日

様

東日本高速道路株式会社

物件引渡完了通知書

令和 年 月 日付け「 」に基づき納入された下記物件について、
検査の結果、契約内容に適合し、引渡しを完了したことを確認します。

記

1. リース物件

2. 引渡完了日